

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 10 月 12 日(木) 18:30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 部会の運営等

(1) 部会の現状

① 部会構成

平成 29 年 5 月 17 日開催の委員会において、協議会規約第 13 条に基づき、担任事業の区分により下記の 5 部会が設置され、現在に至っている。

各部会には協議会構成団体の推薦による部会員、協議会依頼による地域の関係団体等、行政関係者が属し、互選により部会長 (1)、副部会長 (2) が選任されている。

平成 29 年 10 月 1 日現在

部 会	防犯防災 快適部会	道路公園 部会	にぎわい 部会	多文化 共生部会	まちづくり ビジョン 策定合同部会
栄東まちづくりの会	1	1	1	1	1
栄東発展会	16 (6)	10 (4)	9 (4)	11 (4)	15 (6)
栄東女子大小路ビル協会	1	5 (4)	5 (4)	4 (3)	7 (6)
栄東地域安全推進委員会	2 (1)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	3 (2)
その他地域		1 (1)		4 (4)	2 (2)
行政	1	4 (4)	1	3 (2)	2 (1)
合 計	21 (7)	23 (14)	19 (10)	25 (14)	30 (17)

注：()内数字は会員以外で内数

● 栄東まちづくり協議会規約

(部会)

第 13 条 委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

② 部会に関する定め

現在は、委員会での審議に基づき部会構成、所属団体等が決定されているが、その運営については、委員会、総会のような運営に関する定めがない。

(2) 部会の運営に関する検討

各部会等での意見も踏まえ、関係規定の成文案を次回以降の委員会に付議し、総会に提案する。

2 契約審査会

(1) 現状

現在、総合評価による入札に関し、公募型プロポーザルの場合（平成 29 年度 2 件）は、応募依頼業者を、指名型プロポーザルの場合（平成 29 年度 2 件）は指名業者を、関連事業の部会の正副部会長、協議会副会長、事務局長をメンバーとする契約審査会で選定している。

通常の指名競争入札の事案（平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 1 件）、金額基準が入札に付すべき事案で随意契約を行っている事案（平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 1 件）に関しては、契約審査会の審議を経していない。

なお、財務規程には下記の規定がある。

● 栄東まちづくり協議会財務規程

（指名競争入札参加者の指名等）

第 36 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち 5 人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては 4 人以下とすることができる。

2 前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。

（総合評価による入札）

第 41 条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第 38 条第 1 項の規定により難しいときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者としてすることができる。

2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

（随意契約）

第 42 条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表に定める額を超えない契約をするとき。
- (2) 性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき
- (4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
- (6) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (7) 落札者が契約を締結しないとき

2 前項により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 35 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

3 随意契約によろうとする場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約をしようとする者のみで見積書による
ことができる。

- (1) 予定価格が30万円以下のものについて契約をするとき
- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約を
するとき
- (3) 緊急を要するものについて契約をするとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が2人以上の者から見積書を徴取する必要がある
と認めるとき

● 名古屋市契約事務手続要綱

第9章 契約審査会

(契約審査会の設置)

第79条 局区等の長は、その所掌する入札、せり売り及び随意契約(以下「入札等」とい
う。)の手続の公正性の確保を図るため、契約審査会を設置するものとする。

2 契約審査会は、発注予定金額等に応じて、区分して設置することができる。この場合、
各審査会の所掌事務及び委員等についてあらかじめ定めなければならない。

3 契約審査会の設置、審議対象とする契約、委員の定数その他契約審査会の運営について
必要な事項は、局区等の長が定めるものとする。(準則)

(契約審査会の審議事項)

第80条 契約審査会は、局区等の長が予定価格等の基準によりあらかじめ定める入札等に
ついて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札参加資格に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項
- (3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項
- (4) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項
- (5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項
- (6) せり売りによることの可否に関する事項
- (7) 予定価格の事前公表の可否に関する事項
- (8) 低入札価格調査に関する事項(市長等から意見を求められた場合に限る。)
- (9) その他委員長が必要と認める事項

(契約審査会の審議結果の尊重)

第81条 市長等は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場
合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなけれ
ばならない。

(契約審査会の審議結果の記録)

第82条 契約審査会は、審議結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない。
い。

- (1) 開催日時及び場所

- (2) 出席者(補職名)
- (3) 一般競争入札における申請者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合の理由
- (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由
- (6) その他委員長が必要と認める事項

(2) 今後の対応

関係規定の成文案を次回以降の委員会に付議し、総会に提案する。

3 協議会委員が役員に就いている法人との契約に関する定め

(1) 港まちづくり協議会に対する財政援助団体監査における指摘事項

平成 27 年 7 月 24 日から平成 28 年 1 月 27 日までの間に実施された財政援助団体監査において、下記の指摘事項があった。

3 協議会の委員が役員に就いている法人との契約について

協議会において、契約事務について調査したところ、協議会の委員が役員に就いている法人と随意契約を行っている事例が見受けられた。

当該契約は、財務規程に基づき適正な手法で契約がされていたが、協議会の委員が役員に就いている法人との契約は、相手に有利な条件で契約が行われる可能性があるため、特に透明性が求められると考えられる。

協議会にあっては、恣意性が介入していないことを明らかにするような手法を検討されたい。

(2) 港まちづくり協議会の対応

港まちづくり協議会は規約改正を行い、下記のとおり定めた。

● 港まちづくり協議会規約

(会議)

第 8 条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(3) 当協議会の対応

委員会の審議事項とし、下記のとおり規約を改正することとし、総会に提案する。

● 栄東まちづくり協議会規約

(委員会)

第9条 協議会に委員会を置く。

2 委員会は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の調製に関すること。
- (2) 事業報告の作成及び決算の調製に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の執行に関すること。
- (4) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関すること。

報告事項：

1 栄東地区街灯モデル整備

- 9/26 協議会・委員会でプロポーザル募集要項等を審議、決定
- 10/ 3 プロポーザル案内（5者に指名通知）
- 10/24 参加表明期限
- 11/ 1 プロポーザル募集締切
- 11/ 6 にぎわい・道路公園部会でプロポーザル審査基準、方法審議
プロポーザルプレゼン、審査、契約候補者決定
- 3/31 履行期限

2 防犯カメラ完成披露と防犯パトロール

栄5丁目地区の防犯カメラの整備完了に伴い、その完成披露と栄東発展会パトロール隊の結成、出発式を下記のとおり実施する。本パトロールでは住民のほか、栄東女子大小路ビル協会会員、新たに声掛けをしている地区内の企業が参加する予定である。

日時	平成29年11月2日(木) 18:30～19:45
式典	池田公園
パトロール	栄5丁目地区内

3 その他

- (1) 平成30年度の環境整備協力費の名古屋市執行分（直執行）の要望
- (2) その他

* 次回の日程